

The Overview of the Research Misconducts in Japan From the News-Stories (Part 3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/524">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/524</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

## — 新聞報道記事から（その3）—

### The Overview of the Research Misconducts in Japan

#### From the News-Stories (Part 3)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

#### はじめに

筆者は拙稿（文献（1、2）、以下「概観（その1）」等と略記）で、手許に保存してある研究不正などの新聞記事等のうち、1997年10月から2005年末までのものを整理することによって、研究不正等の概観を与えるを試みた。引き続き本稿では、主に2006年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防について考えるさいの参考資料として供したい。

#### 研究不正（ミスコンダクト）等の概観

整理した結果の概要は表1の通りである。件数は合計91件であるが、いくつかの事例は異なる種類の研究不正等が認定されているため重複カウントされている。また、件数を数えにくいものがあるため、表1の件数は概数である。本稿の主な関心は研究不正であるため、以下では、それに関わりの深いものを中心に概観したい。

#### 重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正については「表2：重大な研究不正の事例」にまとめてある。

表1：研究不正等の事例件数（2006）

研究不正等の種類	件数	割合（%）
捏造・偽造・盗用	11	12.1
その他の研究不正	7	7.7
アカハラ	9	9.9
セクハラ	19	20.9
研究費不正	11	12.1
その他	34	37.4
合計	91	100

（注）（1）主に筆者が持っている2006年の新聞記事等をもとに作成。本表の「その他の研究不正」は不適切な実験管理を含む。「その他」は、医師の名義貸し、無届け兼業、法律・条例違反、医療ミスなどを含む。（2）表の合計91件は延べ件数である。例えば、アカハラとセクハラの重複が3件あったので、合計では3件多くカウントされている。

（1）事例1は、東京大学・大学院・工学系研究科のT教授とK助手の論文に信頼性がないため、研究不正（捏造）とは断定できないが、大学の名誉と信用を著しく傷つけたので、両者が懲戒解雇されたというものである。

この事例のきっかけは、実験に再現性がないと疑問が相次ぎ、2005年4月に日本RNA学会が東大に12論文の調査を依頼したことだった。東大・工学系研究科の調査委員会は、T教授とK助手（実験担当）に、実験記録や試

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

料の提出を要請したが、提出されなかった。

そこで調査委員会は、期限内（2005年中）に再実験が比較的容易な4論文の実験結果を裏付ける資料を提出するように求めた。

その結果は、再実験要請4論文のうち、未着手が2件だった。一つの再実験では、2004年論文で使用したとK助手が主張する解析ソフト（バージョン）は、実験が行われた2003年11月下旬には研究室になかったので、実験データとして提出された印字データは捏造（新バージョンを入手後に作成）したものと判断された。もう一つの再実験では、RNA制御に関わるタンパク質の遺伝子はK助手の方法では作れない（別の研究者の追実験と著しく異なる）こと、そしてさらに、実験の正しさを裏付ける酵素をK助手が市販ルートで購入したという新疑惑浮上の結果となった。

こうして、疑惑12論文の中から選ばれた調査対象の4論文で、実験ノート・生データが管理・保存されず、再現性も確認できず、再現性・信頼性なしと判断されたが、捏造だと結論するには至らなかった。T教授・K助手はともに、データを管理・保存し論文を証明する責任を果たさなかった、と判断された。

調査結果を受けて、東大は、研究不正（捏造）と断定できないが、科学の信頼を損ねる行為によって大学の名誉と信用を著しく傷つけた（就業規則違反）ことにより、T教授とK助手を懲戒解雇処分にした。

T教授については、論文の責任著者としてK助手の実験結果を慎重に検討せずに論文を作成したこと、不正疑惑の指摘に適切に対処しなかったこと、K助手が実験記録を保存していないことを把握しなかったこと、K助手に実験ノート・測定データを保管させる責任を果たさなかったこと、その結果、科学発展

を脅かす深刻な結果を招いたと判断された。

K助手については、実験ノート・測定データの保存義務に違反したこと、再現実験のデータを捏造して提出したこと（調査妨害疑惑1）、再実験で合成されるはずの物質を市販ルートで購入したこと（調査妨害疑惑2）、研究結果を再現できなかったこと、これらにより教員の責務に著しく背き、また研究倫理に違反したと判断された。

東大の処分について、毎日新聞（2006年12月27日）は、「不正疑惑に対する説明責任を果たせなかったことを処分に値すると結論」するもので、「疑いや検証に答えるデータと誠実さが必要」、「性善説は限界」と解説した。

T元教授とK元助手は、それぞれ、懲戒解雇は相当性を欠き違法、処分が重すぎるので地位保全の裁判を起こしたいと反発した。K元助手については不明だが、T元教授は地位確認・未払い賃金の支払いを求めて提訴した。しかし、論文の責任著者としての責任や研究の管理・監督の責任（メンタリング責任）があったとされて懲戒解雇は相当だと認められ、他方、東大には解雇予告手当・約60万円の支払い命令が出された（地裁判決）。

T元教授は、監督責任で懲戒解雇された例は国内外でもないので納得できない、と控訴した。しかし、判断は覆らなかった。共同通信（2010年11月24日（Web版））によれば、高裁は「実験プロセスをノートで確認し、科学的信頼性や再現性があることを検証しないまま研究成果として学術誌に公表」と認定し、「論文作成過程で生のデータに基づいて助手と議論していれば、実験の記録や試料がほとんど存在しないことは容易に認識でき、過失は大きいと言わざるを得ない」と地裁の懲戒解雇相当の判断を支持した。



T元教授の訴えにあるように「研究不正に関する量刑」問題が存在する。事例1と裁判判決は量刑問題に厳罰化（責任の厳格化を伴う厳罰化）の方向性を与えると思われる。

(1) 事例1（追記）は、事例1のT氏とK氏の兼務先である産業技術総合研究所・ジョーンファンクション研究センターでのことである。T氏はセンター長であり、K氏は協力研究員（外来研究員）として実験を担当した。産総研では、東大発表を受けて、疑惑12論文のうち、産総研関係の10論文について、実験ノートはもとより測定室への入退室記録まで、調査された。その結果、1論文は詳しい実験ノートもあり不正なしと確認できるが、9論文は系統的記録が殆どないため不正を否定できない、と結論された。

K氏については、研究記録が殆ど保存されていない、実験結果を系統的に裏付ける資料が提出されない、論文作成過程でT氏と生データで議論したことがない、研究試料の作成方法についてT氏と異なる説明をした、等により、不正を否定できないと結論された。

T氏については、自らは実験をしなかった、直接的不正は判断できない、論文責任著者として生データでの議論や実験記録の保存などで適切な研究管理を怠り責任を果たさなかった、と結論された。

こうして産総研は、論文7本の撤回の勧告、特許6件の出願取り下げ・権利放棄の勧告等を行った。また、T氏はセンター長を解任し雇用契約を更新しないこと、K氏は外来研究員の登録を終了することも決めた。K氏は捏造を否定し、T氏は当時データは存在した等の反論を行ったということである。

(2) 事例2は、神戸大学・工学部のO教授、N教授、T助教授の3人の連名で出願したダ

イヤモンド工具の特許に、データ捏造が含まれるので、出願を取り下げたという事例である。大手工具メーカー出身のN教授が主導して架空データを追加して出願した（8実験中6実験で捏造、O教授「大丈夫か」、N教授「特許はアイデアで書いていい」）。出願内容の公報を見て疑問を感じたT助教授が、工学部に疑惑を指摘して発覚した。O教授とN教授は訓告処分、工学部長とT助教授ら3人は嚴重注意処分となった。この件の余波で、O教授の他の論文・特許に不正があるか全て調査された。

この事例に関連して、神戸大学の副学長は、「真理を探究する学術研究と違い、特許はあくまでも発明者の権利を保護するもので、出願後に内容の修正が可能」と発言したという。他方、元特許庁特許技監・大阪工業大学知的財産学部・石井正教授は、「企業と、大学の研究者の置かれた状況は違う。研究者が学術と企業の論理の二重基準で対応すること自体が問題」だと取材記者に指摘したという。

確かに、この事例は、学術（科学）の規範と企業の規範が衝突した事例のようにも見えるが、論文と同様に特許も科学における真実の習慣から逸れてはいけぬ。

(3) 事例3は、早稲田大学・理工学術院のM教授が、研究費不正（後述）とは別に、2001年論文で実験データ捏造の疑惑ありと指摘され、調査されたという事例である。早大、日本化学会、そして日本分析化学会が、それぞれ調査したが、日本分析化学会が一足先に、再検討を要するが「研究不正なし」と結論した。論文の共著者（大連理工科大学教授）は、再実験して訂正する意向である。

(4) 事例4は、山形大学・医学部・総合医学教育センターのK教授（49、男性）が懲戒

解雇された事例である。その理由は、(ア) 山形県立新庄病院の医療機器の入札のさいに医局人事権など影響力を行使して談合を指示したことで書類送検（競争入札妨害）されたこと、及び、(イ) 指導教授として、臨床研究論文の筆頭著者（20代、女性、執筆当時は医局員）に指示して、一部のデータを捏造させ、また、学部内倫理委員会の承認を得たと虚偽記載をさせたことである。筆頭著者は論文を撤回する方針である。

(5) 事例5は、信州大学・教育学部（全学教育機構）のN助教授（42、男性、教育学専攻）が、研究不正と研究業績虚偽申告のため懲戒解雇されたというものである。疑惑情報がよせられて発覚した。大学の調査によると、2003年度以降、N助教授は、複数論文で捏造・盗用を行い、採用や昇任の際に研究業績を水増しした（論文採択通知書を偽造、架空の専門誌に論文掲載と報告）。N助教授は地位保全・処分取り消しを求めて提訴したが、大学は刑事告発の方針（論文採択通知書の偽造は私文書偽造・同行使）だという。

(6) 事例6は、国立感染症研究所・エイズ研究センターの第一研究グループ長Hらのチームが、実験データ管理不備などのため、2003年論文を撤回し、2005年論文を訂正することになった、というものである。2003年論文は類似実験の混同など問題があるため撤回とし、2005年論文は重大な不正はないが実験データ管理不備のため訂正する必要がある、と勧告され。同研究所内の研究者が2論文について疑惑を告発したので内部調査された。研究記録整備、実験記録保管5年間などの改善策・防止対策がとられることになった。

(7) 事例7は、大阪大学・大学院・生命機能研究科のS教授（63、論文の責任著者）が、

画像データ捏造・改竄などのため、大学の名誉を毀損したので懲戒解雇されたというものである。自分の研究データが改竄されたうえ勝手に投稿された、と助手（後に服毒自殺）が告発して発覚した。大学の研究公正委員会が調査した結果、S教授の単独犯であること、共著者に無断で投稿したことが判明し、継続調査で判明した2論文も含めて、計4論文で捏造などの不正が認定された。

その後、S教授が所属する日本分子生物学会が問題に関心を持ち、研究倫理委員会・論文調査ワーキンググループを立ち上げて調査した。そして、S教授が実験ノートや生データを提出できないことから、新たに1論文に不正疑惑ありと結論した。

(8) 事例8は、科学ジャーナリストO氏（1944年生）が、盗用（参考文献に掲げたが本文に引用を明記しない等）のため、ブルーバックス『科学史から消された女性たち』と『早すぎた発見、忘れし論文』（講談社）を回収・絶版したというものである。2006年1月に盗用疑惑の指摘があり、著者も認めた。出版社HPには、2011年8月末の時点で、謝罪と回収・絶版のお知らせが掲載されている。

(9) 事例9は、専修大学・文学部のK教授（60、教育社会学）が、研究論文でテーマ・成果の横取り（盗用）や虚偽記載・事実誤認などを行ったというものである。K教授は、ノンフィクション作家・下嶋哲朗氏が主宰する「虹の会」にオブザーバー参加し、下嶋氏の発表予定に先んじて論文を発表した。下嶋氏の学長宛て抗議で発覚し、調査の結果、K教授は、論文を撤回し、被害者に謝罪した（謝罪文を大学HPに掲載）。

(10) 事例10は、自衛隊中央病院に勤務するS医官・3等陸佐（38）が、乳がん治療の

研究論文で、症例データ捏造や治療方法の虚偽記載などを行ったというものである。S医官は、投稿時は防衛医科大学校・医学研究科に所属した。共著者の1人が気づいて掲載誌と防衛医大に告発して発覚した。S医官は、共著者6人中5人に無断で投稿したが、残りの1人は不備に気づかなかった。S医官は「読者の興味をそそる内容にしたかった」という。

(11) 事例11は、名古屋芸術大学・美術学部の元教授で洋画家のW氏（66、2002年退職）が、盗作（洋画作品）を認定されたため、芸術選奨文部科学大臣賞（2005年度）などを取り消された、というものである。被害者はアルベルト・スギ氏（77、伊）で、2005年11月に国画会や日本美術家連盟や文化庁に匿名の告発がなされた。調査の結果、文化庁は盗作23点を確認した（スギ氏は盗作72点を確認）。W氏は、東郷青児美術館大賞（2002）も取り消され、国画会から退会を勧告された。

### その他の研究不正

その他の研究不正7件は、「表3：その他の研究不正の事例」にまとめてある。

(1) 事例1は、2005年5月～6月に千葉大学・園芸学部・M教授が、松林で無人ヘリコプターによる農薬の空中散布を行い、空気中の化学物質の濃度を測定した研究で、調査を手伝った学生らに対して散布前と散布後に血液検査を行ったことに関するものである。農薬散布の健康影響調査で危険性について十分な文書説明なしに延べ10人を被験者にしたのではないかと市民団体が質問状を送ったため、千葉大学は調査を行った。調査委員会、十分説明せず倫理上問題があった（事前に倫理委員会にかけろべきだった）とする見

解を出したが、M教授は「空気中の農薬濃度は環境省の基準値以下で、念のために血液検査などを行ったに過ぎない。調査委員会の見解は承服できない」と反発した。

(2) 事例2は、琉球大学が、遺伝子組み換えHIVウイルスを法で定められた手続きをとらずに作成したことは遺伝子組み換え規制法違反である、と文部科学省から嚴重注意を受けたというものである。

(3) 事例3は、東京大学・大学院・農学生命科学研究科・M教授の研究グループが、研究試料採取のための潜水作業で死亡事故（研究員）が起きたことに関するものである。M教授は、潜水士免許がない研究員に潜水作業を行わせて死亡事故を招いたと労働安全衛生法違反に問われた。研究試料採取のため潜水作業を行った研究員・教授・学生2人の4人全員が潜水士免許を持っていなかった。

(4) 事例4は、秋田大学で、2006年に入って2度目の学内一斉点検を行った結果、教育文化学部、工学資源学部、医学部の3学部・5個所で、試薬ビン16本入り核燃料物質（ウラン換算で約1156g）が実験室の未開封の段ボール箱から見つかった、という事例である。秋田大学・学長は、原子炉等規制法違反（文科相に無届け）であると文部科学省から嚴重注意され、原因究明などを求められた。

(5) 事例5は、島根大学・総合理工学部・T教授が米国の会社からネット経由で酸化ウランなど核燃料物質約2.8gを購入したことは、原子炉等規制法違反（譲り受け制限）であるというものである。大学が取得報告書作成のため文部科学省に相談して発覚した。T教授は通関のため送付書類に虚偽記載するように販売元に依頼していた。T教授と学部長は大学から嚴重注意され、大学とT教授は文部科

表 3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	2005年5月～6月	千葉大学・園芸学部	教授M (63)	不正行為の健康影響調査で十分な説明せず 遺伝子組み換え規 正法違反	農薬散布の問題あつたこと を 見 解 （ 千 葉 大 学 ・ 調 査 委 員 会 ） 調 査 報 告 （ 文 科 省 ） 調 査 報 告 （ 文 科 省 ）	出典記事、及び、メモ・備考 (2). 無人ヘリコプターによる農薬空中散布・濃度測定、調査を手伝った学生らに散布前後の血液検査、市民団体が質問状を送ったため調査 (3). 遺伝子組み換え規制法違反、遺伝子組み換えHIVウイルスを法で定められた手続きをとらずに作成 (4). 試料採取の潜水作業で研究員が死亡、研究員・教授・学生2人の合計4人が潜水士免許なしで作業、東大は起訴猶予 (5). 2006年の2度目の学内一斉点検で試薬ビン16本入り核燃料物質が実験室の段ボール箱から見つかる、2004年度から10件目 (6). 米国の会社から酸化ウランなど購入、大 学が取得報告書作成のため文科省に相談して発覚 (7). 社員が情報をUSBメモリーで持ち帰り自宅パソコンで業務、ファイル交換ソフトを盗んでネット流出、遺伝子情報144人分など (8). 内部告発で発覚、研究者の健康を考えた 制限量を超えて放射性物質を使用
2	—	琉球大学	—	労働安全衛生法違反（潜水作業で死亡事故） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	
3	2005年7月4日	東京大学・大学院・農学 生命科学研究所	教授M (49)	労働安全衛生法違反（潜水作業で死亡事故） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	
4	—	秋田大学（教育文化学部、 工学資源学部、医学部）	—	労働安全衛生法違反（無届け） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	
5	2005年9月（発注）	島根大学・総合理工学部	教授T (55)	労働安全衛生法違反（無届け） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	
6	2006年7月（推定）	NTTデータ	社員	労働安全衛生法違反（無届け） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	
7	2000年10月～2003年3月	広島大学・原爆放射線医 科学研究所	研究者3人、非常勤職員4人	労働安全衛生法違反（無届け） 原子炉等規制法違反（無届け）	停職2カ月、略式命令（罰金30万円） 院長・嚴重注意・原 因究明と報告（文科 省）	

(注) (1) 本表における出典記事は表2と同様に略記している；(2) 読売20060302W「文書説明なく健康影響調査 千葉大の農薬散布」；(3) 読売20060908W「遺伝子組み換えマウスへの不適切対応、文科省が注意」；(4) 朝日20061017W「無資格の研究員に潜水させ死亡 東大、教授を停職処分」【東京大：潜水士免許ない研究員の溺水事故 教授を停職処分】、朝日20070320W「研究員の潜水死事故、東大大学院に罰金30万円」；(5) 朝日20061211W「秋田大で核燃料物質見つか  
る ウラン換算で約1キログラム」、読売20061212W「秋田大でまた無届け核燃料物質 04年度から10件目」；(6) 朝日20061220W「高根大研究員がウランをネットで購入  
文科省が嚴重注意」、中国20070921W「無承認で核物質譲り受け 島根大教授を書類送検、朝日20070921W「元島根大研究員の核物質違法購入で指導教員を書類送検」、  
毎日20071228W「ウラン輸入、島大教授、起訴猶予」「危険性濃い」と判断 地検 島根」；(7) 読売20060913W「理研遺伝子情報流出、NTTデータ社員のウイニー通じ」；  
(8) 朝日20060707W「放射線物質を基準以上で使用 隠蔽のため虚偽記録 広島大」、朝日20060708W「放射性物質、使用量偽り 広大・原医研、日刊スポーツ  
20080526W「広島大研究所が放射性物質を不適切管理」、共同20080526W「広島大が教授ら4人を訓告 放射性物質の不適切管理」、広島大学20080526W「放射性同位  
元素使用施設における不適切な安全管理等について（調査結果報告）」。

(表2の脚注の続き) (7) 読売20060629W「医療機器入札で談合容疑、山形大教授から事情聴取」、読売20060703W「山形大医学部研究チーム、学会誌論文でデータね  
つ造」、朝日20060703W「山形大医学部の医師が論文捏造」「教授に指示された」、朝日20060712W「談合容疑で山形大教授を書類送検 病院機器入札で指示」、読売  
20060712W「山形大教授、病院機器入札の談合関係で書類送検へ」、読売20060712W「山形大医学部調査委が認定」、山形大医学部調査委が認定」、毎日20060714W「山形  
大教授、懲戒解雇に」；(8) 毎日20060719W「信州大：助教授、論文盗作や業績ねつ造したと懲戒免状に」、朝日20060719W「信州大助教授、採用時に架空の論文報告、  
毎日20060720W「信州大学：助教授を懲戒解雇 業績虚偽申告で刑事告発へ」、朝日20060723W「信州大解雇の助教授、処分取り消し求める 論文捏造問題」；(9) 朝  
日20060804W「エイズワクチン論文を訂正 国立感染症研」；(10) 毎日20060907W「阪大論文疑念：改ざん訴えの助手自殺 事例の取り下げ」、読売20060910W「他の  
論文にも不備？」阪大大学院の調査拡大」、読売20060921W「論文不正、阪大教授が単独ねつ造」、阪大論文問題、教授が単独で捏造 研究公  
正委が断定」、朝日20060922W「阪大教授の捏造を認定 学内調査、別の論文でも改ざん」、読売20060922W「阪  
大論文問題：大学院生命研、2論文8カ所不正 責任教授、一部認められ」、毎日20060923W「阪大論文問題：「死をめぐる謎」英科学誌が掲載」、読売20060925W「阪  
大論文ねつ造 教授を懲戒解雇の方針」、読売20060926W「教授の未使用分は返還」、毎日20060928W「阪大論文ねつ造：補助論文もデータ改ざんの疑い」、朝日  
20060928W「論文不正、教授の科研費補助金を支出停止 今年度の未使用分は返還」、毎日20060928W「阪大論文ねつ造：補助論文もデータ改ざんの疑い」、朝日20061003W「画  
像処理、捏造生んだ 阪大、論文データ不正」、朝日20061019W「論文不正、更に2本か、大阪大」、読売20061024W「阪大教授が処分案不服申し立て」、読売  
20061019W「論文不正、教授を懲戒解雇」、朝日20061220W「論文捏造、大阪大教授を懲戒解雇」、読売20061220W「論文不正、大阪大教授が処分案不服申し立て」、読売  
大阪大が懲戒解雇」、毎日20061221W「大阪大：論文ねつ造教授を懲戒解雇」、朝日20061226W「論文捏造の教授解雇 大阪大「著しく反社会的行為」、毎日  
20070412W「ねつ造論文：02年の2本でも 阪大調査結果発表せず」、毎日20081017W「阪大元教授：別論文も不正か 細胞株存在せず NPO調査」、時事20081017W「さ  
らに1本の論文で不正か 捏造で解雇の阪大元教授」、産経20081017W「論文不正で解雇の元阪大教授、他にも不正」；



学省から厳重注意され、大学とT教授は起訴猶予となった。

(6) 事例6は、NTTデータ社員が遺伝子情報（全て匿名）などを流出させたことは理化学研究所との共同研究契約に違反するというものである。社員は情報をUSBメモリーで持ち帰り自宅パソコンで業務を行った際に、ファイル交換ソフトを経由してネット流出させた。理化学研究所は、流出情報の財産的価値を調査し、損害賠償の請求を検討する。

(7) 事例7は、広島大学・原爆放射線医科学研究所の研究者らが放射線障害防止法違反（放射性同位元素の不適切な安全管理など）で、訓告や厳重注意の処分を大学や文部科学省から受けたというものである。研究者らは、成果を早く出したいと考え、研究者の健康を考えた制限量を超えて動物実験で放射性物質を使用したうえ、制限量以下に使用記録を改竄した。この事例は内部告発で発覚した。文部科学省は大学に再発防止策の報告を求めた。

## アカハラ

アカハラ9件の概要は「表4：アカハラの事例」の通りである。セクハラとアカハラの重複は3件である。教員人事絡みの事例が3件あるように見える（事例1、2、6）。

(1) 事例1は、神戸大学・工学部・応用化学科の教授人事をめぐるアカハラまたは内紛である（本稿ではアカハラに分類した）。教授の選任方法や配属をめぐる助教（53）から3人が反発した。助教は、人事の選考委員長から「統合を受け入れれば教授に」と打診されたと主張するのに対して、そのようなことはあり得ないと選考委員長・大学院教授らは否定した。そこで助教は、文部科学省と学長に人事無効の直訴状を提出し、選考委

員長を相手に慰謝料などを求めて提訴した。

(2) 事例2は、長崎大学・環境科学部・教授が、約束の講座とは別の担当になったが「担当替えについて納得いく説明がなかった」ため学部長ら3名にアカハラ（暴力行為など）を行ったというものである。教授は停職2カ月の処分を受けたが、大学側は教授との意思疎通が不十分だったと認めている。

(3) 事例3は、東京大学の助教授が助手に対してアカハラを繰り返したため停職2カ月の処分を受けたというものである。助教授は助手に対して、試薬の適正価格との差額120数万円支払い請求、研究室立ち入り禁止、給与相当額の返納要求、暴言などを繰り返した。助手が退職時に被害を訴えて発覚した。助教授は元助手に返金した。被害者からプライバシー保護の要請があり、助教授の名前や研究所名は明らかにされなかった。

(4) 事例4は、大阪市立大学・大学院・創造都市研究科の助教授が、セクハラとアカハラで停職3カ月の処分を受けたというものである。助教授は、同大学の人権問題研究センター研究員でありながら、被害者（指導下の女性・大学院生）を酒席に呼び出してホテルに誘う、喫茶店での研究指導のさいに大声で叱責する等の言動を繰り返した。被害者が申し出て発覚した。なお、同じ助教授の類似の別件（1997年4月）は調査中である。

(5) 事例5は、琉球大学・工学部のN教授が、講義に遅刻した学生から遅刻1回につき罰金100円を徴収する、不払いの場合は欠席扱いとする、というアカハラを行ったというものである。学生の訴えで発覚し、学部が中止を勧告したが、N教授は従わずに継続したので、停職1カ月の処分を受けた。N教授は「教育の一環」だと主張し、処分取り消し・



慰謝料支払いを求めて提訴したが、敗訴した。遅刻罰金の総額は1.6万円になっていた。

(6) 事例6は、大阪教育大学の助教授（60代、男性）が中傷文書を郵送・掲示する行為を、停職処分後も継続したため、論旨解雇されたというものである。まず助教授は、学長・教授ら約10人を「寄生虫」「横領の常習者」と中傷する文書を、本人や同僚に郵送する、学内掲示板・研究室ドアに掲示する等の行為を繰り返したので、大学の信用失墜を招いたと停職1カ月の処分を受けた（2003年）。しかし助教授は、同様の行為を停職処分後も継続したので論旨解雇された（2006年）。

(7) 事例7は、奈良工業高等専門学校の前助教授が、研究室で複数の女子学生に繰り返し触れたこと、男女を問わず複数の学生に研究者になる可能性を否定する暴言などで、停職3カ月の処分を受けたというものである。

(8) 事例8は、信州大学の教授がアカハラで停職1カ月の処分を受けたというものである。被害者は単位認定を求めて教授の研究室を訪れた男子学生である。この学生に対して教授は、30分近く説教し、謝罪を要求し、数回殴った（全治2週間の打撲）。大声の説教に他の教員が気づいて発覚した。

(9) 事例9は、立命館大学・文学部の教授が、女性・大学院生に対して、セクハラ・パワハラともとれる発言を繰り返したので、停職1カ月の処分を受けたというものである。被害者が訴えて発覚した。

## 研究費不正

表1の研究費不正11件（文献5）のうち、早稲田大学のM教授の事例は、我が国における研究不正・研究費不正の対策を政府機関が強化する最後の一押しになったと思われる。

というのは、M教授が総合科学技術会議の議員を務め、その後は、科学技術・学術審議会の下に設置された「研究活動の不正行為に関する特別委員会」主査代理を務めていたからである。ここでは、全11事例のうち早大・M教授の件（事例2）について記すが、他の事例については紙面の都合で割愛する（文献5参照）。

早稲田大学・理工学術院のM教授（56）は、政府の総合科学技術会議の議員（2002年～2006年1月）を務め、IUPAC副会長（次期会長予定）であり、科学技術・学術審議会の下に設置された「研究活動の不正行為に関する特別委員会」主査代理（文部科学省、2006年3月～6月辞任）でもあったが、早大や科学技術振興機構への内部告発により研究費不正が発覚した。

早大が調査委員会を設置して調査した結果、科学技術振興調整費・科研費などで不正受給があると判明した。架空の学生バイト代を環流する手法で資金1472万円が捻出され、投資信託運用900万円などに流用された。調査委員会は、投資信託運用分など1010万円を私的流用と認定したが、残り約500万円は使途不明とされた。M教授は私的流用を否定し、学生の学会旅費や実験材料の購入に充てたと主張した。

次に、M教授が非常勤取締役を務める企業との架空取り引き疑惑、約2484万円（理工学部2004年調査が「問題ない」と打ち切った件）を再調査した結果、寄付講座「寄付金」環流疑惑が浮上した。

2007年7月12日の毎日新聞記事（Web版）「早大不正：早大調査結果発表 12日 「約2480万円の架空取引があった可能性が高い」」によると、社長はM「教授からもらった金で寄

付していたが、金がもらえないから寄付できない」と語ったという。また、M教授の研究室関係者は「研究費をたくさんもらうので、年度末に余ってしまう。架空バイト料請求は、余った予算を次の年度に繰り越すためだった」、元研究員は「お世話になった義理もあり、断れなかった」と語ったという。M教授は、「堤さん（東大教授）の不正受給問題で、研究費の使い方が厳しくなっている」と自覚していたようである。

最終的にM教授の研究費不正受給の件は、早大の調査最終報告で、不正1億349万円・不適切8220万円（領収書なし等）・うち私的流用915万円（投資信託購入）と認定された。M教授は、停職1年・辞職勧告（辞表受理）の処分となった。M教授は、IUPAC副会長を辞任し、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」委員も辞任した。M教授は、研究費応募資格を5年間停止されることになった。

また、早大とM教授の話し合いの結果、補助金国庫返還のM教授分担額は数千万円（約4000万円）、それを含めて早大の国庫返還額は約2億1240万円となった。早大は、架空取り引き分を企業に賠償請求した。

この件が一定の決着を見るまでの間に、教職員が調査中間報告を批判し総長・理事会に真相解明を要求する集会を開催する、法学部教授会が理事会から独立した調査委員会の設置を求める決議をあげる、理工学部の2004年調査で報告を怠ったと処分された2教授が異議申し立てを行う、早大の研究費不正の再発防止策ができるまで科学技術振興調整費の執行が凍結される、等々の余震が続いた。

## まとめ

表5の社説ラッシュからも見てとれるよう

に、2006年は研究倫理元年だった。東京大学や早稲田大学、理化学研究所や産業技術総合研究所など、我が国を代表する教育・研究機関で、研究費や研究の不正が起きて問題となり、それぞれの機関が対策を整えた。国際的には、韓国のファン教授グループの研究不正が契機となって、サイエンス誌やネイチャー誌などの世界的な雑誌が共同で委員会を作って検討し、論文審査の厳格化などの対策を発表した（文献6）。

科研費など研究資金を提供する国も、2月に文部科学省の科学技術・学術審議会の下に設置された「研究活動の不正行為に関する特別委員会」が、8月に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」をまとめて公表した。

その要点は、2003年に導入された研究費不正対策を研究不正対策に拡大して重罰化する、不正告発窓口の整備を促進する、被疑者の所属機関による不正調査を求める、不正が確認された場合は資金停止・返還請求を行う、研究者データベースを構築して研究費配分情報共有や不正対応に拡大する、等である。本稿表2の事例1の経験が活かされて、研究不正の認定基準として実験ノート・試料・データなど証拠がない場合は不正と認定する旨が明記されている。

不正の誘因と対策について、平田氏（文献4）がまとめているように、考えるべきことは多い。国の上記ガイドラインは規制強化や厳罰化による不正抑止（規制的対策）を中心に据えているが、米国の経験を参考にして、研究公正局（ORI）のような公的機関を作り、研究倫理推進のセンターとしてはどうだろうか。このセンターは、研究不正調査の集約等を行い、それに基づいて、講習会・説明会、

表5：研究不正・研究費不正に関する社説の例（2000～2010年）

社説の年月日・タイトル等	備考（社説主題、不正行為、機関、他）
20001107読W「発掘ねつ造 学界は挙げて信頼回復に努めよ」	研究不正（石器などの捏造、東北旧石器文化研究所）
20020528毎W「ねつ造検証 学界は「体質」を突き崩せ」	研究不正（石器などの捏造、東北旧石器文化研究所）
20020623読W「遺伝子盗用 日本も『成果』の保護強化が急務」	米国・経済スパイ法、日本もルール整備などが必要
20020820読W「公募研究資金 “バブル” 防く評価体制を築け」	研究費不正、競争的研究資金の問題点（評価、配分）
20030531読W「遺跡捏造報告 考古学はこれで再出発できるか」	研究不正（石器などの捏造、東北旧石器文化研究所）
20030604読W「研究費流用「使いやすい予算」へ制度を見直せ」	研究費不正、研究資金制度の改善が必要
20030808朝W「補助金流用 東大はさらけ出せ」	研究費不正（東京大学）
20040203読W「遺伝子スパイ 背景に『知財戦略』の遅れがある」	米国・経済スパイ法違反（試料の無断持ち出し・破壊）
20040330朝W「遺伝子スパイ お粗末な事件の苦い教訓」	米国・経済スパイ法違反（試料の無断持ち出し・破壊）
20040330読W「遺伝子スパイ 『引き渡さず』の決定が残した波紋」	米国・経済スパイ法違反（試料の無断持ち出し・破壊）
20040330毎W「遺伝子スパイ事件 高裁決定で一件落着といくか」	米国・経済スパイ法違反（試料の無断持ち出し・破壊）
20050925読W「研究者の不正 科学への信頼を損なう行為だ」	研究不正（東京大学、理化学研究所、大阪大学）
20051224朝W「韓国ES疑惑 「対岸の火事」ではない」	研究不正（ヒトクローン胚ES細胞の捏造、韓国）
20051225読W「ES細胞捏造 再生医療の夢を汚した罪は重い」	研究不正（ヒトクローン胚ES細胞の捏造、韓国）
20051230毎W「ES細胞ねつ造 背中を強く押されつづいてしまった」	研究不正（ヒトクローン胚ES細胞の捏造、韓国）
20060111毎W「ES細胞ねつ造 技術と倫理の足元を固めよ」	研究不正（ヒトクローン胚ES細胞の捏造、韓国）
20060112朝W「ES細胞捏造 世界に与えた深いきず」	研究不正（ヒトクローン胚ES細胞の捏造、韓国）
20060201朝W「論文捏造疑惑 東大は自らの手で解明を」	研究不正（研究不正疑惑、東京大学・工学系研究科）
20060202読W「研究の不正 調査と処罰のルール作りを急げ」	研究不正（調査・処罰などの対策を要請）
20060608朝W「盗作疑惑 並べて鑑賞してみたい」	盗作（洋画作品、名古屋芸術大学・美術学部）
20060625読W「研究費流用 科学者のモラルも心配になる」	研究費不正（早稲田大学、東京大学）
20060626朝W「研究費不正 国民の信頼を損なった」	研究不正・研究費不正（早稲田大学）
20060626毎W「研究者の不正 告発推進より予防に重点を」	研究不正・研究費不正（早大、ソウル大、阪大、東大）
20060629日経「研究不正に潜むバブル体質」	研究費不正（早稲田大学、東京大学）
20060702毎W「早大研究費不正 問われている科学者のモラル」	研究不正・研究費不正（早稲田大学）
20060821毎W「研究費対策 透明性を高め不正防止を」	研究費不正（早稲田大学）
20060827読W「研究不正対策 魔女狩りにはならないように」	研究不正・研究費不正（早稲田大学、東京大学）
20061025朝W「研究費不正 まず配り方からただせ」	研究費不正（早稲田大学など）
20061130読W「研究費流用対策 重くなる大学などの管理責任」	研究費不正（研究費バブル問題、早稲田大学ほか）
20061223毎W「研究者の不正 自ら意識改革し、社会の信頼回復を」	研究不正・研究費不正（早大、ソウル大、阪大、東大）
20061229朝W「研究不正 透明なルールを作れ」	研究不正・研究費不正（早稲田大学、東京大学）
20071207東京W「元教授汚職 医療危機を助長するな」	取賄（学位謝礼受領、名古屋市立大学・医学部など）
20080712朝W「東大医科研 研究も患者を最優先に」	研究不正（患者同意書なしで研究、同意を偽装）
20080720産経W主張「論文不祥事 研究者の倫理が問われる」	研究不正（患者同意書なしで研究、データ捏造）
20100705毎W「人工細菌 ルールの検討を今から」	人工細菌・合成生物学、まずルールを検討せよと主張
20100829神経タイムズW「論文不正 組織としての防止策を」	研究不正（データ使い回し、出典不明記、琉球大学）
20101016朝W「東大医科研 研究者の良心が問われる」	臨床研究倫理指針違反の疑い（研究者と新聞社で論争）
20101206徳島W「四国大博士号問題 組織挙げ信頼を取り戻せ」	学位規則に違反（博士論文が未完成なのに博士号授与）
20101208琉球新報W「琉大データ流用 抜本的な再発防止策を」	研究不正（データ使い回し、出典不明記、琉球大学）

（注）（1）本表における出典記事は表2と同様に略記している。（2）本表の例以外の社説に、研修医制度に関する社説4本、医学部・倫理委員会に関する社説1本、医局制度に関する社説1本、医師名義貸しに関する社説4本、医療ミス患者死亡事故（東京慈恵会医科大学）に関する社説4本、着床前診断に関する社説1本、核の闇市場（バキスタン・カーン博士）に関する社説3本、ハンセン病患者の強制隔離政策に関する社説3本、臓器移植（臓器売買、病気腎移植）に関する社説5本、国立大学運営費交付金に関する社説2本、新司法試験（不正疑惑）に関する社説3本、私立学校施設整備費補助金の不正受給（浅井学園）に関する社説1本、ネット犯罪（ウイルス配布など）に関する社説1本、ファイル交換ソフト・ウィニー（裁判）に関する社説9本、公的機関の情報流出問題（ウィニー経由）に関する社説2本、抗がん剤イレッサ問題（副作用）に関する社説3本、薬害エイズ問題に関する社説1本、タミフル問題（利益相反ほか）に関する社説4本、クローン人間に関する社説2本、旧日本軍731部隊に関する社説1本、ハーバード大学学長の女性差別に関する社説1本がある。

カリキュラム相談、教材開発などの教育的対策を推進するのである。

## 文献と注記

- 1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その1）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号 283-291（2009）。この論攷の末尾に次の文献（3）以外の文献6点が記載されている。（正誤の注記：表2の脚注の「表1」は正しくは「表2」である；表3の脚注の「表2」「表1」は正しくは順に「表3」「表2」である；表4の脚注の「表3」「表1」は正しくは順に「表4」「表2」である。）
- 2) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その2）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第10号 283-296（2010）。
- 3) 米国科学アカデミー編、池内了訳『科学者をめざす君たちへ 科学者の責任ある行動とは』化学同人（第3版：2010）
- 4) 平田容章「研究活動にかかわる不正行為」『立法と調査』2006年10月号112-121頁
- 5) 研究費不正11件の事例の出典記事：事例（1）読売20060327W「京大教授4500万円受領、大学承認なく2社から」、毎日20060327W「京大院教授：承認なく会社から5500万円 懲戒解雇へ」、朝日20060328W「京大教授、業者から4500万円 懲戒処分へ」、読売20060328W「学内手続き経ず4500万受領、京大教授を懲戒解雇」、朝日20060329W「京大大学院教授を懲戒解雇、業者から4500万円受領」；事例（2）読売20060614W「国の研究費、早大教授が不正受給の疑い」、読売20060614W「研究費疑惑、早大教授が一部不正受給認める」、朝日20060614W「早大教授、国の研究費不正受給の疑い 学内に調査委」、毎日20060614W「不正使用疑惑：研究費2000万円 早大などに告発文」、読売20060615W「研究費不正疑惑、文科省が早大を調査へ」、朝日20060622W「早大教授、不正1500万円 調査委報告書」、読売20060622W「早

大教授、研究費不正受給1500万 調査委が報告書」、読売20060622W「研究費不正疑惑の早大教授、2200万円不明朗取引」、毎日20060622W「研究費不正使用：早大、理工学部教授を懲戒処分にする方針」、朝日20060623W「早大、教授の研究費「私的流用」認める 懲戒処分へ」、読売20060623W「早大教授の私的流用を認定、調査委が中間報告」、朝日20060624W「流用の早大教授、2年前にも架空取引疑惑 大学報告せず」、読売20060624W「早大教授の研究費資格停止 文科省、不正分返還要求へ」、読売20060625W「松本・早大教授、疑惑企業と起業計画 国の資金支援も」、朝日20060626W「文科省、研究費不正流用で早大調査省内に対策チーム」、朝日20060630W「不正流用の松本教授、研究費応募資格5年間の停止へ」、朝日20060706W「松本教授、流用さらに2300万円文科省が返還請求へ」、読売20060627W「早大の研究費13億凍結、不正受給問題で文科省」、毎日20060627W「早大研究費不正使用：2年前の学内調査は常任理事に報告」、朝日20060628W「流用疑惑、早大揺れ 教職員が調査報告を批判」、朝日20060628W「研究費流用問題、早大・松本教授が辞表 白井総長は減俸」、読売20060629W「早大不正受給」松本和子教授が辞表提出、受理は保留」、朝日20060629W「早大・松本教授、国際機関にも辞表提出」、毎日20060629W「研究費不正使用：早大、松本教授が辞表 白井総長減俸処分」、毎日20060703W「早大教授・研究費不正使用：新調査委の設置要求、法学部が決議」、朝日20060712W「早大が約4000万円を国に返還へ」、読売20060712W「早大・松本教授、バイオ企業と2484万架空取引疑い」、毎日20060712W「早大不正：早大調査結果発表 12日／「約2480万円の架空取引があった可能性が高い」、毎日20060928W「早大研究費不正：企業に全額賠償請求決定 教授追及困難で」、毎日20061005W「研究費不正使用：松本教授を停職処分へ 早大・査問委」、朝日20061005W「松本教授に停職1年 不正受給問題で早大が処分 辞職へ」、読売20061006W「早大が松本教授に停職1年の懲戒処分、辞職勧告も」、朝日20061006W「国に1億8500万円返還へ 早大、

研究費不正受給で」、読売20061006W「早大・松本教授の不正受給、1億8千万円を国庫返還へ」、毎日20061006W「研究費不正使用：金額は1億8500万円 早大調査結果」、読売20061222W「研究費不正受給の早大教授、返還額合意で退職」、読売20061222W「早大前教授の研究費不正、国が2億円余の返還要求」、毎日20061222W「研究費不正使用：早大に2億円返還命令 松本教授辞職へ」、朝日20061223W「早大、2億1200万円返還へ研究費不正受給問題」、読売20070329W「松本元早大教授、研究費3千万不適正使用が新たに判明」；事例（3）朝日20060704W「早大不正流用、別の疑惑情報も放置」、読売20060704W「研究費、別の教授も不正受給か 早大が調査委設置」、朝日20061219W「研究費不正請求の教授を処分 総長も減俸 早大」、読売20061219W「早大教授、文科省委託事業で不正請求」、朝日20070302W「早大、教授を処分 研究費不正請求疑惑で」、読売20070309W「不正請求の早大教授、研究費申請を4年禁止 文科省」；事例（4）朝日20060707W「立命館大教員が研究費を流用」、読売20060707W「文科省研究費など370万円、留学生生活費に 立命館大」、毎日20060731W「研究費流用：英国籍の男性助教授を懲戒処分 立命館大」；事例（5）読売20060711W「国立天文台教授が科研費で「神頼み」、お札購入に流用」、毎日20060711W「国立天文台：教授が185万円流用、「実験祈る」お札にも」、朝日20060711W「科学研究費185万円を不正使用 国立天文台教授」、朝日20070713W「国立天文台教授を戒告処分 研究費流用問題で」；事例（6）朝日20060714W「医学部で研究費流用、女性職員を懲戒解雇 昭和大学」；事例（7）読売20060725W「補助金を不正プール、九大教授ら5人処分」、朝日20060726W「九州大でも研究費を流用 不正経理1500万円」；事例（8）毎日20060726W「科研費不正使用：妻の海外旅行にあてる 埼玉医大助手処分」；事例（9）朝日20060804W「科研費補助72万円を水増し請求 熊本大大学院教授」；事例（10）朝日20061219W「横浜検疫所で研究委託費不正流用の疑い、前所長を調査」、読売20061219W「横浜検疫所前所長、国の研究費流用か」、読売

20070607W「研究費265万円横領容疑、横浜検疫所前所長ら書類送検」、朝日20070831W「厚労省元検疫所長、研究費流用で懲戒免職 820万円」；事例（11）朝日20061226W「研究費を4億円過大請求 国が返還命じる 産業創造研」。

6）読売20061129W「米サイエンス誌が論文の審査厳格化、韓国の不正受けて」